

所定疾患施設療養費の算定状況について

【算定条件】

- ・所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し治療管理として投薬・検査・注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日間を限度とし、月1回に限り算定すること
- ・所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定できない
- ・所定疾患施設療養費の対象となる入所者は以下の通りであること
肺炎
尿路感染症
带状疱疹
蜂窩織炎
- ・算定するにあたって診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容を診療録に記載すること
- ・請求に関して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること

◎ 令和5年度の所定疾患施設療養費算定状況を公表します

診断名／年月		令和5年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	1	1	1									
	日数	7	7	1									
尿路感染症	人数		1			4	2	1	1	1	1	2	3
	日数		6			20	10	5	5	4	10	15	16
带状疱疹	人数	1		1				1					
	日数	7		7				7					
蜂窩織炎	人数		2		2	2						1	
	日数		8		12	17						5	

所定疾患施設療養費の算定状況について

【算定条件】

- ・所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し治療管理として投薬・検査・注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日間を限度とし、月1回に限り算定すること
- ・所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定できない
- ・所定疾患施設療養費の対象となる入所者は以下の通りであること
肺炎
尿路感染症
带状疱疹
蜂窩織炎
- ・算定するにあたって診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容を診療録に記載すること
- ・請求に関して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること

◎ 令和6年度の所定疾患施設療養費算定状況を公表します

診断名／年月		令和6年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	1			3	1							1
	日数	7			17	5							7
尿路感染症	人数	2	1		3	3	1	2	1	1		1	3
	日数	13	5		19	18	5	11	7	5		5	21
带状疱疹	人数												
	日数												
蜂窩織炎	人数	1	1		2	1							
	日数	7	7		13	5							